平成２９年（フ）第３４５号
静岡県浜松市東区大瀬町350番地の104　県営住宅鷺の宮団地４―303
債務者　メディナ　ベナベンテ　デ　バレンズエラ　ハンジェラ　カリナ
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３６２号
静岡県浜松市中区領家２丁目32番７号ラミュッセ河村Ⅰ―Ｂ号
債務者　長瀬　典子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３６４１号
大阪市北区天神橋２丁目北１番13―603号
債務者　杉本　泰章
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６６１号
大阪市住之江区南港中３丁目３番31―610号、前住所大阪市住之江区南港中３丁目４番13―101号
債務者　槌谷　益泰
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６６２号
大阪市住之江区南港中３丁目３番31―610号、前住所大阪市住之江区南港中３丁目４番13―101号
債務者　槌谷　千草
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６７６号
大阪市北区本庄西１丁目３番２号　ハイム木村　２Ｂ号室、前住所大阪市北区長柄東２丁目３番27―801号
債務者　萱野としみ
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７２４号
大阪府八尾市堤町３丁目３番地の10
債務者　平本　恵俊
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７７１号
大阪府大東市朋来２丁目９番202号
債務者　小梶　　徹
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０１３号
大阪市住之江区北加賀屋５丁目６番24号　Ａ401号
債務者　金谷　瑞穂
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０４５号
大阪府豊中市庄内東町１丁目１番５―702号
債務者　山田　勇輝
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３号
長崎県平戸市田平町小手田免463番地１　グループホーム椿崎、従前の住所長崎県平戸市田平町古梶免283番地
債務者　坂本美知代
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月２日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
長崎県平戸市田平町古梶免283番地
債務者　坂本　利昭
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月２日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２９年（フ）第３６６６号
大阪市鶴見区茨田大宮１丁目５番６号
債務者　武田喜代志
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８６４号
大阪市淀川区十三東２―８―２　ＵＲビル1106号、住民票上の住所大阪市此花区四貫島２丁目９番16号
債務者　大畑　慶太
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部